愛知県地域防災計画(風水害等災害対策計画)

新 旧 対 照 表 (案)

頁	現行(平成 21 年 6 月修正)	改 正 案	改正理由
4	第1編 総則 第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 1 県 県 (14) <u>危険物施設</u> の保安確保に必要な指導、助言及び 立入検査を行う。	第1編 総則 第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 1 県 県 (14) <u>危険物等施設</u> の保安確保に必要な指導、助言及 び立入検査を行う。	用語の整理
6	3 指定地方行政機関 東海農政局 (10) 米穀・乾パン等応急食料を調達・供給する。 (11) 小売店の巡回点検により食料品の需給、価格等の動向を、新消費者総合対策に基づき調査を実施する。	ま海農政局(10)米穀の応急食料を調達・供給する。 (11)食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に 基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売 り業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。	乾パン備蓄の廃止 東海農政局防災業 務計画との整合
8	名古屋地方 (2) 気象、地象、水象についての警報及び注意報等を 気象台 発表する。	名 古屋 地 方 (2) 気象、地象、水象についての警報及び注意報等を 気象台 発表する (気象警報・注意報については市町村を単 位とした発表を実施する。)。	施策の変更
9	中部地方整 備局 ウ 木曽川、長良川、庄内川、八田川、矢作川、豊川 及び豊川放水路の水防警報を行う。	中部地方整 備局 ウ 木曽川、長良川、庄内川 <u>(矢田川を含む)</u> 、矢作 川、豊川及び豊川放水路の水防警報を行う。	用語の整理

頁	現行(平成 21 年 6 月修正)	改正案	改正理由
15	第2編 災害予防 第1章 防災協働社会の形成推進 第1節 防災協働社会の形成推進 1 県(防災局、各部局)及び市町村における措置 (1)地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 県及び市町村は、県民、事業者、自主防災組織等と <u>が</u> 一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や県民の防災意識の高揚を 図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに <u>努め</u> <u>るものとする。</u>	者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動	対応の明確化
21	 第2章 水害予防対策 ■ 基本方針 (略) ○ 農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、あわせて<u>国土の保全に資する</u>。 	 第2章 水害予防対策 ■ 基本方針 (略) ○ 農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、あわせて<u>県土の保全を図る</u>。 	表現の整理
29	第3章 事故・火災等予防対策 ■ 主な機関の措置 第6節 県、市町村 1(2) 危険物施設管理者、保安監督 査に対する保安指導の強化 劇物等化学薬品 類保安対策	第3章 事故・火災等予防対策 ■ 主な機関の措置 第6節	用語の整理
30	第1節 海上災害対策 2 県(農林水産部、防災局)における措置	第1節 海上災害対策 2 県(農林水産部 <u>、建設部</u> 、防災局)における措置	記載もれ

頁	現行(平成 21 年 6 月修正)	改正案	改正理由
35	第6節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策 1 県(防災局、健康福祉部)及び市町村における措置 (2) 危険物施設管理者、保安監督者に対する保安指導の強化 県及び市町村は、危険物施設管理者、保安監督者に対する保安指導 の強化を図るとともに、法令等の講習会等を実施する。	第6節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策 1 県(防災局、健康福祉部)及び市町村における措置 (2) 危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化 県及び市町村は、危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに、法令等の講習会等を実施する。	用語の整理
36	第7節 高圧ガス保安対策 4 関連調整事項 防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を <u>徹底的に</u> 実施するとともに、可能な限り相互に協力して、これを行い、検査結果の交換に努めるものとする。		表現の整理
37	第9節 林野火災対策 1 中部森林管理局、県 (農林水産部、防災局)、市町村及び森林組合における措置 (2) 林野パトロール 林野火災の未然防止及び早期発見を図るための森林保全推進員を設置する。 特に林野火災の多発時期にはパトロールを強化するとともに指導啓発をあわせて行う。	第9節 林野火災対策 1 中部森林管理局、県(農林水産部、防災局)、市町村及び森林組合における措置 (2) 林野パトロール等 林野火災の未然防止を図るため、森林組合職員等関係者との連携に	対策の整理
	(7) 関係職員の研修指導 <u>(略)</u>	_(削除)_	
41	 第4章 建築物等の安全化 ■ 主な機関の措置 第3節 県、 市町村 整備対策 整備対策 3(1) 防災拠点施設の屋上の番号標示 3(2) 防災上重要な施設の耐水性能の確保 3(3) 公共建築物における雨水流出抑制機能 の確保 	 第4章 建築物等の安全化 ■ 主な機関の措置 第3節 県、	本文との整合

頁	現行(平成 21 年 6 月修正)	改 正 案	改正理由
49	第5章 都市の防災化 第2節 防災街区等整備対策 1 県(建設部)における措置 (1)災害危険区域の指定 地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定 し、居住の用に供する建築物の建替又は新築を原則として禁止し、人 命及び財産に対する被害を防ぐ。	第5章 都市の防災化 第2節 防災街区等整備対策 1 県(建設部)における措置 (1)災害危険区域の指定 地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定 し、居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未 然防止あるいは軽減を図る。	対応の整理
51	第5節 都市排水対策 1 市町村における措置 (1) 都市下水路事業 都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、ポンプ場、下水路 の新設又は改修を行い、被害を未然に防止する。 また、必要に応じて調節池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。 (2) 公共下水道事業 生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害を未然に防止する。また、必要に応じて調節池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。	第5節 都市排水対策 1 市町村における措置 (1) 公共下水道事業 生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害を未然に防止する。また、必要に応じて調節池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。 (2) 都市下水路事業 都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、ポンプ場、下水路の新設又は改修を行い、被害を未然に防止する。また、必要に応じて調節池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。	下水道法との整合

7	小古寺火古》			1			
頁		現行(平成 21	年6月修正)		改	正案	改正理由
55	第7章 地盤災害 ■ 主な機関の措			第7章 地盤災害 ■ 主な機関の指			
	第4節 地盤沈下対策	中部経済産業局中部地方整備局県	 (1) 地下水の採取 (2) 代替水の整備 (3) 防災対策 (1) 調査・観測の継続実施 (2) 地盤沈下防止対策等の実施 	第4節 地盤沈下対策	中部経済産業局中部地方整備局県		重複する記述等の整理
58		 【局、中部地方整備	局及び県(地域振興部、環境部、健 部、建設部、企業庁)における措置	康福祉部、産業	美局、中部地方整備 美労働部、農林水産	情局及び県(地域振興部、環境部、健 部、建設部、企業庁)における措置 ≳高めないよう地盤沈下防止対策を実	
	(1) 地下水の採取 地下水の採取により、地盤が沈下し、若しくは沈下するおそれがある区域又は他の区域の地盤沈下に影響を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある区域を揚水規制区域として指定し、地下水の採取規制を実施する。			において一級が る地盤沈下観測 変化及び地層の 定期的に住民	め向を把握するため 大準測量を継続実施 削所等において地盤 ひ収縮状況の観測を	り、県内の沖積平野及びその関連地域 正するとともに、県内に設置されてい 強沈下と密接な関係のある地下水位の 会行う。これらの調査・観測結果は、 に提供し、地盤災害予防対策に資す	
	-	- げの代替措置として	工業用をはじめとする各用途に必要 に係る事業の促進を図る。	工業用水法に る条例に基づく 規制指導を行う	、規制区域内の井戸	可及び県民の生活環境の保全等に関す 可及び揚水設備について地下水揚水の 目を始めとする各用途に必要な代替水	
	2 県(環境部) (1) 調査・観測の (略) (2) 地盤沈下防止 (略))継続実施		_(削除)			重複する記述等の整理

頁	現行(平成 21 年 6 月修正)	改 正 案	改正理由
	3 関連調整事項 (2) 現に地盤沈下の起っている地域においては、暫定的に堤防のかさ上げ等の防災対策をすすめるよう考慮する。 (3) 地盤沈下の原因である地下水の過剰汲み上げについては、地下水削減計画を推進するとともに、地下水の採取の規制、代替水源の確保、代替水の供給、水使用の合理化等の対策を講ずるよう考慮する。	減計画を推進するとともに、地下水揚水の規制、代替水源の確保、代 替水の供給、水使用の合理化等の対策を講ずるよう考慮する。	対応の整理
60		第8章 防災施設等の整備 防災施設・設備及び災害用資機材の整備 ■ 主な機関の措置	田寺の神田
	防災施設・ 県警察 3 防災用特殊車両等の整備 設備及び災害用資機材の整備 の整備	防災施設・ 県警察 3 <u>災害警備用装備資機材</u> の整備 設備及び災害用資機材の整備 の整備	用語の整理
61	1 県(防災局、建設部、関係部局)、市町村及び防災関係機関における 措置 (4) 防災用拠点施設の屋上番号標示 県は、県庁及び県民事務所・山村振興事務所の屋上に番号を標示 し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図る。 なお、 <u>今後、</u> 市役所及び町村役場等の屋上について <u>も</u> 、同様の整備 に努める。	措置 (4) 防災用拠点施設の屋上番号標示	実施主体の明記
77	 第12章 防災に関する調査研究の推進 ■ 主な機関の措置 防災に関する調 市町村 2 防災アセスメントの実施及び防災力 水テ等の整備 	第 12 章 防災に関する調査研究の推進 ■ 主な機関の措置 防災に関する調 市町村 2(1) 防災アセスメントの実施及び防災	対策の追加 (地震災害対策編と の整合)

頁		現行(平成 21 年 6 月修正)		改	正	案	改正理由
80	調査研究によれて に把握するた ミュニティス 織単する。 第3編 災害動 第1節 災害対	3いては、危険地域の把握、危険地区の被害想定等各種のよる成果を活用し、災害危険性を地域の実状に即して的確定めの、防災アセスメントを積極的に実施する。また、コンベル(集落単位、自治会単位、学校区単位、自主防災組でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に参り、組織の動員配備)と「大本部の設置・運営」といる措置に本部の設置	市町村にお調査研究には 調査研究には に把握するが ミューロで等りが 推進すを調料する。 (2) 地市町砂のなり も基の推進をを 第3編 災害動態 第1節 災害対	スメントの実施及では、危険地は、危険地は、危険の、防災を活用し、ための、防災不単位、ための、集落単位、でのきめ細かな防災がのかり、他の推進やである。 なきの対策をはいる対策をはいる対策をはいる対策をはいる対策をはいる。	或 災 以 以 以 以 り 力 、 れ 、 は の で に の の の の の の の の の の の の の	ルテ等の整備 、危険地区の被害想定等各種の に験性を地域の実状に即して的確 を積極的に実施する。また、コロッドでは、学校区単位、自主防災組 ・防災マップの作成を積極的に ・防災マップの作成を積極的に 生変にで変するため、土地の最近でででである。	対策の追加 (地震災害対策編と
	(表中) 設置区分 気象予警報等に よる場合	設置基準 ・県下に震度5弱以上の地震が発生したとき。 ・次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 (大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、暴風雪警報、木曽川中流はん濫警戒情報、木曽川下流はん濫警戒情報、長良川下流はん濫警戒情報、庄内川はん濫警戒情報、矢作川はん濫警戒警報、豊川及び豊川放水路はん濫警戒情報、新川はん濫警戒情報、日光川はん濫警戒情報、天白川はん濫警戒情報、境川・逢妻川はん濫警戒情報、「愛知県外海大津波」又は「伊勢・三河湾大津波」の津波警報)	(表中) 設置区分 気象予警報等に よる場合	(大雨警報、暴風 中流はん濫警戒 ん濫警戒情報、 警戒 <u>情報</u> 、豊川 情報、日光川は	上の地震が のいずれか 警報、洪水 情報、木曽 庄内川 <u>及び</u> 豊川放 及び警戒情 情報、「愛	設置基準 ※発生したとき。 ※が県下の地域に発表されたとき。 ※警報、高潮警報、暴風雪警報、木曽川 別川下流はん濫警戒情報、長良川下流は ※矢田川はん濫警戒情報、矢作川はん濫 が、路はん濫警戒情報、新川はん濫警戒 情報、天白川はん濫警戒情報、境川・逢 知県外海大津波」又は「伊勢・三河湾	用語の整理

頁		現行(平成 21 年 6 月修正)		改 正 案	改正理由
81	(3) 災害情報センターの立ち上げ 本部の活動を掌理するとともに、各部、現地本部、方面本部、防災 関係機関等との連絡・調整を円滑に行い、災害対策活動を強力に推進 するため、本部に災害情報センターを置く。 災害情報センターの場所は、県本庁舎 6 階の災害情報センター室に 設置する。 なお、県本庁舎が被災した場合には、愛知県自治センター地下 2 階 の会議室(災害情報センター予備室)を充てる。		関係機関等 するため、 災害情幸 設置する。		
	(非常配備体		(非常配備包		
	区分	参集基準	区分	参集基準	
	第2非常配備	 ○準備体制 ・小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき ○警戒体制 ・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき ・震度5弱の地震が発生したとき 	第2非常配備	 ○準備体制 ・小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき ○警戒体制 ・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき ・震度5弱の地震が発生したとき ・東海地震観測情報が発表されたとき 	非常配備体制の見直し
	第3非常配備	 ・大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき ・震度5強以上の地震が発生したとき 	第3非常配備	・大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき ・震度5強以上の地震が発生したとき ・東海地震注意情報が発表されたとき ・警戒宣言が発せられたとき	

頁	現行(平成 21 年 6 月修正)	改 正 案	改正理由
96	第3章 情報の収集・伝達・広報 第1節 気象警報等の伝達 7 気象予報警報等の伝達系統 (3) 水防警報の伝達系統 イ 知事の発表する水防警報 ・伊勢湾沿岸及び三河湾沿岸水防警報	第3章 情報の収集・伝達・広報 第1節 気象警報等の伝達 7 気象予報警報等の伝達系統 (3) 水防警報の伝達系統 イ 知事の発表する水防警報 ・ <u>愛知県沿岸水防警報</u>	名称変更
	愛 知 県 (建設部河川課) → 名古屋地方気象台 →関係県民事務所 →関係建設事務所 → 水防事務組合 →関係市町村 (三河湾沿岸水防警報を除く)	愛 知 県 (関係建設事務所) → 名古屋地方気象台 →関係県民事務所 → 水防事務組合(弥富市、飛島村に発令の場合) →関係市町村	伝達系統の変更
98	(5) 火災気象通報の伝達系統 (図略) (6) 火災系統の伝達系統 (図略)	(5) 土砂災害警戒情報の伝達系統 (図は最終頁に掲載) (6) 火災気象通報の伝達系統 (図略) (7) 火災系統の伝達系統 (図略)	追加
100	第2節 被害状況等の収集・伝達 6 特殊災害に関する情報の収集及び伝達の系統 (1) 陸上災害の場合	第2節 被害状況等の収集・伝達 6 特殊災害に関する情報の収集及び伝達の系統 (1) 陸上災害の場合 <u>三河</u> 海 上 保 安 署 衣 浦 海 上 保 安 署	組織改編
	(2) 海上災害の場合 第四管区海上保安本部 名 古 屋 海 上 保 安 部 <u>蒲 郡</u> 海 上 保 安 署 衣 浦 海 上 保 安 署 中部空港海上保安航空基地	(2) 海上災害の場合 第四管区海上保安本部 名 古屋海上保安部 <u>三河</u> 海 上 保 安 署 衣 浦 海 上 保 安 署 中部空港海上保安航空基地	組織改編

頁		現行(平成 21 年 6 月修正)		改	正	 案	改正理由
101		線及び有線電話等が途絶した場合は、(略) 線及び有線電話等が途絶した場合は、(略)	8 報告の方法 (2) 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、(略) (削除) (3) (略)			色した場合は、(略)	重複記載の削除
106	第4章 応援協力・派遣要請 第2節 救援隊等による協力 2 県(防災局)における措置(緊急消防援助隊等) 県は、県内における大規模災害の発生に際し、消防庁長官に対し て、人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援 助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うも のとする。			て、人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援			対応の明確化
108	第3節 自衛隊の 1 自衛隊におけ (4) 災害派遣の活	る措置	第3節 自衛隊の 1 自衛隊におけ (4) 災害派遣の活	る措置			
	項目 道路又は水路 の啓開 人員及び物資 の緊急輸送 <u>救援</u> 物資の無 償貸与又は譲 与	内容 道路又は水路が損壊し、若しくは障害がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。 救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救護物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行うものとする。 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付し、又は譲与する。	項目 道路又は水路 の啓開 人員及び物資 の緊急輸送 物資の無償貸 与又は譲与	合は、それらの 救急患者、医 及び <u>救援物資の</u> 空機による輸送 ものについての 「防衛省所管 に関する省令」	Pi	他救援活動に特に必要な人員 送を実施する。この場合、航 に緊急を要すると認められる ものとする。 る物品の無償貸付及び譲与等 33年総理府令第1号)に基づ 必需品等を無償貸付し、又は	防衛省防災業務計画との整合

頁	現行(平成 21 年 6 月修正)	改正案	改正理由
111	第4節 ボランティアの受入 4 協力が予想されるボランティア団体等	第4節 ボランティアの受入 4 協力が予想されるボランティア団体等 (1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に 関する協定」を締結している団体 日本赤十字社愛知県支部、(中略)、特定非営利法人NPO愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、社団法人日本青年会議所東海地	協定締結団体の追
115		区愛知ブロック協議会 第5章 救出・救助対策 第1節 救出・救助活動 1 市町村における措置 (1) <u>市町村は、</u> 県警察・第四管区海上保安本部と緊密な連携のもとに救	加実施主体の明記
	負傷者については、医療機関(救護所を含む。)に収容する。 (2)~(4) (略) ◆附属資料第 15-27「愛知県内広域消防相互応援協定」 ◆附属資料第 15-28「愛知県消防広域応援基本計画」	出を行い、負傷者については、医療機関(救護所を含む。)に収容する。 (2)~(4) (略) ◆附属資料第 5-2「救助用資機材」 ◆附属資料第 15-27「愛知県内広域消防相互応援協定」 ◆附属資料第 15-28「愛知県消防広域応援基本計画」	掲載場所の整理
	2 県警察における措置 (略) ◆附属資料第 5-2 「救助用資機材」 ◆附属資料第 10-3 「感染症指定医療機関」	2 県警察における措置 (略) (削除) (削除)	掲載場所の整理
120	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策 第1節 医療救護 1 県(健康福祉部)における措置 (1)~(7) (略)	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策 第1節 医療救護 1 県(健康福祉部)における措置 (1)~(7) (略) (8) 県は、必要があると認めるときは、医療救護関係機関に対して救護 班の編成・派遣等を要請する。 (9) (略)	対策の明確化

頁	現行(平成 21 年 6 月修正)	改正案	改正理由
121		7 その他の医療救護関係機関における措置 要請を受けた医療救護関係機関は、これに積極的に協力する。 ◆附属資料第 15-76「災害時の医療救護に関する協定書(県対県薬剤師会)」 ◆附属資料第 15-77「災害時の歯科医療救護に関する協定(県対県歯科医師会)」 ◆附属資料第 15 「災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書(県対県柔道 整復師会)」	項目の整理 掲載場所の整理 協定の新規締結
122	7 医療救護班の編成・派遣等 (略) 8 救急搬送の実施 (略) 9 医薬品その他衛生材料の確保 (略) ◆附属資料第 15-76「災害時の医療救護に関する協定書(県対県薬剤師会)」 ◆附属資料第 15-77「災害時の歯科医療救護に関する協定(県対県歯科医師会)」 10 血液製剤の確保 (略) 11 医薬品等の適正使用に関する活動 (略)	8 医療救護班の編成・派遣等 (略) 9 救急搬送の実施 (略) 10 医薬品その他衛生材料の確保 (略) (削除) (削除) (削除) 11 血液製剤の確保 (略) 12 医薬品等の適正使用に関する活動 (略)	掲載場所の整理
	12 災害救助法の適用 (略) 第2節 防疫・保健衛生 9 応援協力関係 (2) 市町村は、自ら防疫活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防	13 災害救助法の適用 (略) 第2節 防疫・保健衛生 9 応援協力関係 (2) 市町村は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は	用語の整理
	(2) 市内有は、自ら <u>の反相動</u> の実施が固葉な場合、他市内有人は新一 <u>の</u> <u>疫活動</u> の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。 (3) 県は、市町村の実施する <u>防疫活動</u> につき、必要があると認めたとき は自ら応援し、また他市町村に応援するよう指示する。	県へ <u>防疫・保健活動</u> の実施又はこれに要する要員及び資機材について 応援を要求する。 (3) 県は、市町村の実施する <u>防疫・保健活動</u> につき、必要があると認め たときは自ら応援し、また他市町村に応援するよう指示する。) WHILL STEAT

頁	現行(平成 21 年 6 月修正)	改 正 案	改正理由
	第7章 地域安全・交通・緊急輸送対策	第7章 地域安全・交通・緊急輸送対策	
	第3節 緊急輸送道路の確保	第3節 緊急輸送道路の確保	
131	1 中部地方整備局における措置	1 中部地方整備局における措置	
	(2) 情報の提供	(2) 情報の提供	
	緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報については、道	緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報については、道	
	路情報板、 <u>路側放送等</u> を利用するとともに、報道機関を通じて広く道	路情報板、 <u>道路情報提供システム等</u> を利用するとともに、報道機関を	対策の整理
	路利用者等に対して情報提供するものとする。	通じて広く道路利用者等に対して情報提供するものとする。	
133	5 名古屋高速道路公社における措置	5 名古屋高速道路公社における措置	
	(2) 一般通行者に対する情報提供	(2) 一般通行者に対する情報提供	
	パトロール中の交通管理隊により、一般通行者の安全確保、負傷者	パトロール中の交通管理隊により、一般通行者の安全確保、車載拡	対策の整理
	<u>の応急手当</u> 、車載拡声器による情報提供などを実施するとともに、路	声器による情報提供などを実施するとともに、路上に取り残された一	
	上に取り残された一般通行者を避難誘導する。	般通行者を避難誘導する。	
	第8章 水害防除対策	第 8 章 水害防除対策	
	第2節 防災営農	第2節 防災営農	
	(農作物に対する応急措置)	(農作物に対する応急措置)	
138	2 県 (農林水産部)、市町村及び <u>農業共同組合</u> における措置	2 県(農林水産部)、市町村及び <u>農業協同組合</u> における措置	誤記
	(2) <u>種子</u> の確保	(2) <u>種子籾</u> の確保	
	<u>ア 稲</u>	_(削除)	
	県は、愛知県米麦振興協会等において種子籾の供給が困難である場	県は、愛知県米麦振興協会等において種子籾の供給が困難である場	
	合、東海農政局に対し、種子籾を愛知県米麦振興協会等へあっせんす	合、東海農政局に対し、種子籾を愛知県米麦振興協会等へあっせんす	
	るよう依頼し、種子籾を確保する。	るよう依頼し、種子籾を確保する。	
139	<u>イ 野菜</u>	_(削除)_	
	県は、農業協同組合等において野菜種子の供給が困難である場合、		農林水産省の対策
	愛知県種苗協同組合等において保管している野菜種子を農業協同組合		要綱との整合
	等へ優先的に売却するよう依頼し、野菜種子の確保を図る。		
	(3) 病害虫の防除	(3) 病害虫の防除	
	ウ防除器具の確保	ウ防除器具の確保	
	県は、緊急的に大面積の防除の必要が生じ、県内の防除器具のみで		Lamber and Control
	の対応が困難な場合は、国に防除器具の貸与を依頼し、防除器具 <u>の確</u>	の対応が困難な場合は、国に防除器具の貸与を依頼し、防除器具 <u>を確</u>	表現の整理
	<u>保を図る。</u>	<u>保する。</u>	

頁	現行(平成 21 年 6 月修正)	改 正 案	改正理由
	(4) 凍霜害防除 県は、名古屋地方気象台から発表される霜に関する注意報を市町村 へ伝達する。 市町村及び農業協同組合は、有線放送等を活用して農家の注意を喚起し、事前に対策を講ずるよう措置する。 なお、注意喚起期間は原則として毎年4月1日から5月10日までとする。	(4) 凍霜害防除 県は、名古屋地方気象台から発表される霜に関する注意報を市町村 へ伝達する。 市町村及び農業協同組合は、有線放送等を活用して農家の注意を喚起し、事前に対策を講ずるよう措置する。 なお、注意喚起期間は原則として毎年3月10日から5月31日までとする。	期間の変更
158	第 12 章 遺体の取扱い 第 3 節 遺体の埋火葬 2 市町村における措置 (1) (略)	第 12 章 遺体の取扱い 第 3 節 遺体の埋火葬 2 市町村における措置 (1) (略)	
	<u>ーー</u> 査に当たる。	ア 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。 イ 被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いとする。 ※次の6章の該当箇所についても同様に修正する。 (第15章 海上災害対策 11 応援協力関係 (6) (178頁) 第16章 航空災害対策 第3節 2 市町村における措置(4) (188頁) 第17章 鉄道災害対策 4 地元市町村における措置(4) (195頁) 第18章 道路災害対策 4 地元市町村における措置(4) (200頁) 第23章 大規模な火事災害対策 1 地元市町村における措置(7) (225頁) 第24章 林野火災対策 1 地元市町村における措置(7) (230頁)	用語の整理
161	第13章 交通施設の応急対策 第1節 道路施設対策 1 道路管理者(市町村、県(建設部)、中部地方整備局、中日本高速道 路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社)における措置 (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報交換	第13章 交通施設の応急対策 第1節 道路施設対策 1 道路管理者(市町村、県(建設部)、中部地方整備局、中日本高速道 路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社)における措置 (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報交換	
	被害を受けた道路や冠水による道路状況及び交通状況を速やかに把握するため、道路パトロールカーによる巡視等の実施により、道路情報の収集に努め、関係機関と密接な情報交換を行う。	被害を受けた道路や冠水による道路状況及び交通状況を速やかに把握するため、道路パトロールカーによる巡視等の実施により、道路情報の収集に努め、 <u>道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う</u> 。	対策の整理

頁	現行(平成 21 年 6 月修正)	改 正 案	改正理由
167	第14章 ライフライン施設の応急対策 第2節 ガス施設対策 2 社団法人愛知県エルピーガス協会における措置 (4) 応援の要請 被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の 指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。 必要に応じ、社団法人日本エルピーガス連合会に対し、速やかに全 国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がそ の機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。	指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。	名称変更
171	第 15 章 海上災害対策 ■ 主な機関の措置 海上災害対策 県 6(4) <u>伊勢湾流出油災害対策協議会</u> の総合調整本部との連携	第 15 章 海上災害対策 ■ 主な機関の措置 海上災害対策 県 6(4) <u>伊勢湾流出油等災害対策協議会</u> の総合調整本部 <u>等</u> との連携	名古屋港排出油等 防除協議会との連 携を追加
175	6 県(農林水産部、防災局)における措置 (4)伊勢湾流出油等災害対策協議会の総合調整本部との連携 防除活動の実施に際し、伊勢湾流出油等災害対策協議会(第四管区 海上保安本部が事務局)に総合調整本部が設置された場合 <u>は、同本部</u> と密接な連携のもとに防除活動の実施の推進を図るものとする。	6 県(農林水産部、建設部、防災局)における措置 (4) 伊勢湾流出油等災害対策協議会の総合調整本部等との連携 防除活動の実施に際し、伊勢湾流出油等災害対策協議会(第四管区 海上保安本部が事務局)に総合調整本部が設置された場合や、名古屋 港排出油等防除協議会に調整本部が設置された場合は、同本部等と密接な連携のもとに防除活動の実施の推進を図るものとする。	記載漏れ 名古屋港排出油等 防除協議会との連 携を追加
177	10 情報の伝達系統 (図中) <u>伊勢湾流 出油</u> <u>災害対策協議会</u>	10 情報の伝達系統 (図中)	名古屋港排出油等 防除協議会との連 携を追加
	中 部 運 輸 局 <u>交通環境部情報・防災課</u>	中 部 運 輸 局 <u>総 務 部 総 務 課</u>	組織変更

頁	現行(平成 21 年 6 月修正)	改正案	改正理由
	11 応援協力体制 (3) <u>名古屋海上保安部</u> 、中部地方整備局及び市町村は、流出油等防除活動等を実施するに当たって必要な資機材の確保が困難な場合、県に対しその確保を要請する。	11 応援協力体制 (3) <u>第四管区海上保安本部</u> 、中部地方整備局及び市町村は、流出油等防除活動等を実施するに当たって必要な資機材の確保が困難な場合、県に対しその確保を要請する。	誤記
183 184	第16章 航空災害対策 第1節 中部国際空港 3 情報の伝達系統(中部国際空港) (1) 空港内で航空機事故が発生した場合 (2) 空港周辺で航空機事故が発生した場合 (図中)	第16章 航空災害対策 第1節 中部国際空港 3 情報の伝達系統(中部国際空港) (1)空港内で航空機事故が発生した場合 (2)空港周辺で航空機事故が発生した場合 (図中)	
	→ 第四管区海上保安本部	中部空港海上保安航空基地 第四管区海上保安本部 中部国際空港(株) セトレア・オペレーション・センター 東西国際空港・中部国際空港・中部国際空港監理官	伝達系統の変更 伝達系統の変更
192	第 17 章 鉄道災害対策 ■ 主な機関の措置 鉄道災害対策 鉄道事業者 1(1) 中部運輸局又は国土交通省への 連絡	第 17 章 鉄道災害対策 ■ 主な機関の措置 鉄道災害対策 鉄道事業者 1(1) 県、中部運輸局又は国土交通省 への連絡	計画本文との整合
193	鉄道災害対策 1 鉄道事業者における措置 (1) 中部運輸局又は国土交通省への連絡	鉄道災害対策 1 鉄道事業者における措置 (1) <u>県、</u> 中部運輸局又は国土交通省への連絡	計画本文との整合

頁	現行(平成 21 年 6 月修正)	改正案	改正理由
199	第 18 章 道路災害対策 道路災害対策 1 道路管理者(中部地方整備局、県(建設部)、市町村、中日本高速道 路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社)における措置 (2) 交通規制 大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又はう回路の 設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する(第 7 章「警備・交通 規制・緊急輸送対策」参照)。	路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社)における措置 (2) 交通規制 大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又はう回路の	器品
220	第 22 章 火薬類災害対策 第 1 節 火薬類関係施設 2 県警察における措置 (4) 救出救助・避難誘導 第 24 章 林野火災対策	第 22 章 火薬類災害対策 第 1 節 火薬類関係施設 2 県警察における措置 (4) 救出救助 第 24 章 林野火災対策	計画本文との整合
230	株野火災対策 1 地元市町村における措置 (11) 県に対する防災ヘリコプターの出動要請 空中消火活動の必要があると認められる場合は、県に対して「愛知 県防災ヘリコプター <u>応援</u> 協定」に基づく防災ヘリコプターの出動を要 請する(<u>第42章</u> 「防災ヘリコプターの活用」参照)。	林野火災対策 1 地元市町村における措置 (11) 県に対する防災ヘリコプターの出動要請 空中消火活動の必要があると認められる場合は、県に対して「愛知	誤記

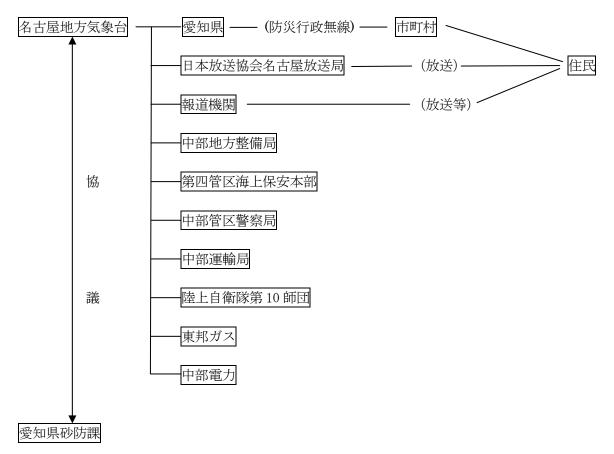
頁		現行(平成 21 年 6 月修正)	改 正 案	改正理由
239	第 26 章 〔 ■ 主な機	住宅対策 機関の応急対策	5 26 章 住宅対策 I 主な機関の応急対策	
	機関名	事後	機関名 事後	
	県	○ <u>応急</u> 危険度判定支援本部の設置 ○ <u>応急</u> 危険度判定活動の支援 《公営・民間住宅等への一時入居》 (略)	県 <u>《被災宅地危険度判定の実施》</u> ○ <u>被災宅地危険度判定支援本部の設置</u> ○ <u>被災宅地</u> 危険度判定活動の支援 《公営・民間住宅等への一時入居》 (略) <u>《応急仮設住宅の建設》</u> ○応援協力の要請	用語・対策の整理
	市町村	 ○応急危険度判定実施本部の設置 ○応急危険度判定活動の実施 ○被災住宅の調査 《公営・民間住宅等への一時入居》 (略) 《応急仮設住宅の建設》 ○応援協力の要請 ○建設用地の確保 	市町村 《被災宅地危険度判定の実施》 ○被災宅地危険度判定実施本部の設置 ○被災宅地危険度判定活動の実施 《公営・民間住宅等への一時入居》 (略) 《被災宅地の調査》 ○被災宅地の調査 《応急仮設住宅の建設》 ○応援協力の要請 ○建設用地の	確保
		《住宅の応急修理》 ○応援協力の要請 ○応急修理の実施	○入居意向調 《住宅の応急修理》 ○応援協力の要請 ○応急修理の	
	■ 主な機		▮ 主な機関の措置	
239	第1節 被災宅地 急危険度 ^½		第 1 節県1(1)被災宅地危険度判定支担被災宅地の応1(2)被災宅地危険度判定活動急危険度判定市町村2(1)被災宅地危険度判定実施2(2)被災宅地危険度判定活動	動の支援 施本部の設置

頁	現行(平成 21 年 6 月修正)	改 正 案	改正理由
240	第3節 市町村 1(1)被災住宅の調査 住宅の仮設・ 応急修理及び 障害物の除去 ()	第3節 住宅の仮設・ 応急修理及び 障害物の除去	用語の修正
240	第1節 <u>被災建築物・</u> 被災宅地の応急危険度判定 1 県 (建設部) における措置 (1) <u>応急</u> 危険度判定支援本部の設置 実施要綱等に基づき、市町村の <u>応急</u> 危険度判定の実施とともに、応 援判定士の派遣等の後方支援を行う <u>応急</u> 危険度判定支援本部(以下 「支援本部」という。)を設置する。 支援本部は、市町村判定実施本部からの要請内容や被害状況を勘案 して、支援実施計画を作成する。 (2) <u>応急</u> 危険度判定活動の支援 実施本部は、被害の状況から必要に応じて国土交通省等に対して判 定士の派遣等について応援要請するなど、支援が円滑に行われるよう 努める。	に、応援判定士の派遣等の後方支援を行う <u>被災宅地</u> 危険度判定支援本部(以下「支援本部」という。)を設置する。 支援本部は、市町村判定実施本部からの要請内容や被害状況を勘案して、支援実施計画を作成する。 (2) <u>被災宅地</u> 危険度判定活動の支援	用語の修正
	2 市町村における措置 (1) <u>応急</u> 危険度判定実施本部の設置 各市町村の区域で <u>応急</u> 危険度判定を実施するに当たり、市町村災害対策本部の中に市町村 <u>応急</u> 危険度判定実施本部(以下「実施本部」という。)を設置する。 実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の <u>応急危険度</u> 判定支援本部へ支援要請を行う。 (2) <u>応急</u> 危険度判定活動の実施 実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、 <u>応急</u> 危険度判定活動を実施する。		用語の修正追加

頁	現行(平成 21 年 6 月修正)	改 正 案	改正理由
242		第3節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去 2 県(建設部・防災局)における措置 (2) 住宅の応急修理にあたっては、社団法人愛知県建設業協会、愛知県 建設組合連合、全愛知建設労働組合、愛知県建築組合連合会、愛知建 設労働組合、愛知県建設技術研究会、尾張設備安全防災協議会、三河 管工事業者協議会、名古屋設備業協会、社団法人愛知電業協会、愛知 県電気工事業工業組合に協力を要請する。	
	第 27 章 文教災害対策	第 27 章 文教災害対策	
	第2節 教育施設及び教職員の確保	第2節 教育施設及び教職員の確保	
245	1 県 (教育委員会)、市町村及び国立・私立学校設置者(管理者)における措	1 県(教育委員会)、市町村及び国立・私立学校設置者(管理者)における措	
	置 (1) 产在补热水料型 (2) 产在补热水 (2) 产		
	(1) 応急な教育施設の確保と応急な教育の実施 オ 校舎等が集団避難施設となる場合	(1) 応急な教育施設の確保と応急な教育の実施 オ 校舎等が集団避難施設となる場合	
	及音等が集団避難施設となる場合 授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ずるものと する。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市町村と協議を行い、 <u>早期授業の再開を図る。</u> (略)	及音等が集団避難施設となる場合 授業実施のための校舎等の確保は、イから工の場合に準ずるものと する。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について、市町村と協議を行い、授業の早期再 開を図る。 (略)	表現の整理
	(吨台)	(四台)	
247	第4編 災害復旧 第1章 民生安定のための緊急措置 ■ 基本方針 ○ 災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊して極度の混乱状態にある <u>ため</u> 、県は災害救助法を適用し、人心の安定と社会秩序の保全を図るとともに関係機関、団体等と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。	第4編 災害復旧 第1章 民生安定のための緊急措置 ■ 基本方針 ○ 災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊している極度の混乱状態にある場合、県は災害救助法を適用し、人心の安定と社会秩序の保全を図るとともに関係機関、団体等と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。	表現の整理

頁	現行(平成 21 年 6 月修正)	改 正 案	改正理由
247	■ 主な機関の措置 第 1 節 県 1(1) <u>義援金品</u> の受付、配分 1(2) 災害見舞金の支給 (2) 災害見舞金の支給 よる支援	■ 主な機関の措置 第 1 節 県 1(1) <u>義援金</u> の受付、配分 1(2) 災害見舞金の支給 他資金等による支援	対策の整理
248	第1節 義援金その他資金等による支援 1 県(出納事務局、健康福祉部)における措置 (1) <u>義援金品</u> の受付、配分 各方面から被災者に対して寄託される <u>義援金品</u> を受け付け、被害状 況に応じた配分計画をたて、市町村に寄託して配分する。	第1節 義援金その他資金等による支援 1 県(出納事務局、健康福祉部)における措置 (1) <u>義援金</u> の受付、配分 各方面から被災者に対して寄託される <u>義援金</u> を受け付け、被害状況 に応じた配分計画をたて、市町村に寄託して配分する。	対策の整理
	4 県社会福祉協議会における措置 「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり 150 万円 <u>以内で</u> 災害援護資金の貸付けを行う。 (費用負担:国2/3、県1/3) (略)	4 県社会福祉協議会における措置 「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり 150 万円 <u>を貸付上限額の目安として</u> 災害援護資金の貸し付けを行う。(費用負担:2/3、県1/3) (略)	制度の変更
249	<u>7</u> <u>災害生業資金の貸付</u>		項目の整理
	(略) 8	7 農林漁業災害資金 (2) 株式会社日本政策金融公庫資金 農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧 資金及び経営再建資金等を融資する。 8 中小企業復興資金 (略) 9 住宅復興資金 (略)	制度の変更

頁	現行(平成 21 年 6 月修正)	改 正 案	改正理由
249	11 激甚災害特別貸付金 (略)	10 激甚災害特別貸付金 (略)	
255	第2章 公共施設等災害復旧対策 第2節 激甚災害の指定 3 激甚災害に係る財政援助措置 (4) その他の財政援助及び助成 カ <u>罹災者公営住宅建設事業</u> に対する補助の特例	第2章 公共施設等災害復旧対策 第2節 激甚災害の指定 3 激甚災害に係る財政援助措置 (4) その他の財政援助及び助成 カ <u>罹災者公営住宅建設等事業</u> に対する補助の特例	誤記



(注) 土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設部砂防課が協議のうえ、名古屋地方気象台が発表する。